

## 資料 2

＜更に検討すべき論点＞

○死者の情報の取扱いをどうするか。

(第3回検討会の発言要旨)

- ・生存していれば保護の対象であったが、亡くなつたから対象ではなくなつたというのもどうかと思う。ただ、死者の情報は本人がいないので難しい問題。
- ・遺族の件は「診療情報の提供等に関する指針」に含まれているが、法の趣旨に照らして見直す点があれば、見直すべきではないか。

○保有する個人情報が5000件未満の小規模事業者の取扱いをどうするか。

(第3回検討会の発言要旨)

- ・患者にとって受診した医療機関等で保有する個人情報が5000件未満かどうかはわからないこと等から、法の適用範囲ではないが努力義務としてガイドラインの対象とすべき。
- ・医療情報の重要性に鑑みれば、ガイドラインの対象を5000で切るのは恣意的な感じがする。

○法令上、行政機関及び独立行政法人が開設する医療機関と民間の医療機関で開示の求めができる者の範囲が異なることについてどう考えるか。(参考:別紙1)

- ・本人の同意に基づく第三者提供として整理することで、いずれの場合も同様の取扱いとすることが可能と考えられるがどうか。

○「診療情報の提供等に関する指針」との関係をどう整理するか。(参考:別紙2)

- ・「診療情報の提供等に関する指針」と個人情報保護ガイドラインとは、その目的が異なることから、別個のものとすべきではないか。

—別個とした場合、生存する個人の診療情報については、「診療情報の提供等に関する指針」と個人情報保護ガイドラインの両方が適用されることになる。

—「診療情報の提供等に関する指針」について法と整合を図る必要があり、一定の修正が必要。(開示の求めができる者の範囲等について修正が必要)

- ・同じ診療情報(個人情報)を対象としていることから、内容の整理・統合を図り、一つの指針としてまとめてはどうか。

## 開示の求めができる者の範囲について（関係法令抜粋）

### <民間等>

#### ●個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（開示）

第29条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。（以下略）

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

#### ●個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

##### 第8条

法第29条第3項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

### <行政機関>

#### ●行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

（開示請求権）

第12条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

### <独立行政法人>

#### ●独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）

（開示請求権）

第12条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

## (別紙2)

### 個人情報保護法と診療情報の提供等に関する指針との関係

#### 診療情報の提供等に関する指針

#### 個人情報保護法

##### (目的)

- ・医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的

##### (対象)

- ・死者の情報（遺族への開示）も対象
- ・取り扱う個人情報が5000件以下の事業者も対象

##### 積極的な情報提供

- ・懇切丁寧な診療情報の提供
- ・①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により診療情報を提供

##### 診療記録の正確性の確保

- ・診療記録の正確性、最新性の確保
- ・訂正時の記録義務等

##### 診療情報の提供に関する規程の整備

- ・規程の整備、院内掲示等による患者への周知

##### 医療従事者の守秘義務

- ・患者の同意を得ずに患者以外の者に診療情報を提供することは医療従事者の守秘義務違反

##### 開示

- ・患者等が開示を求めた場合は原則として応じること

##### (本人以外に開示の求めができる者)

- ・患者の法定代理人
- ・患者から代理権が与えられている親族等
- ・患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

※死者の情報についても遺族へ開示することとされており、開示対象は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの法定代理人を含む）

##### 苦情処理

- ・苦情処理体制の整備等

##### (目的)

- ・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的

##### (対象)

- ・死者の情報は対象外
- ・取り扱う個人情報が5000件以下の事業者は対象外

##### 利用目的の特定等

- ・個人情報の利用目的をできる限り特定
- ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを原則禁止

##### 利用目的の通知等

- ・利用目的の本人への通知又は公表
- ・変更した利用目的の本人への通知又は公表

##### 適正な取得、正確性の確保

- ・不正の手段による個人情報の取得の禁止
- ・個人データの正確性、最新性の確保

##### 安全管理措置、従業者・委託先の監督

- ・個人データの安全管理措置（規程の整備等）
- ・従業者、委託先に対する必要かつ適切な監督

##### 第三者提供の制限

- ・本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止

##### 開示、訂正等、利用停止等

- ・本人からの求めに応じた保有個人データの開示等

##### (本人以外に開示等の求めができる者)

- ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- ・開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

##### 苦情処理

- ・苦情処理体制の整備等